

令和5年7月28日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症の入院者数等の定点把握について (自治体向け通知の情報提供)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

本通知は、新型コロナウイルス感染症の入院患者の把握につき、令和5年9月下旬からの運用方法等知らせるものです。対応患者を300人以上収容する施設を有し、診療科名中に内科及び外科を含む病院のうち都道府県知事が指定する届出機関（COVID-19 基幹定点）からの報告に基づき、入院を要するCOVID-19患者の発生の状況及び動向を把握するとのことで、概要は下記のとおりです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

### 記

○各都道府県はCOVID-19 基幹定点について、原則として既存の入院を要するインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）患者の届出を行っている病院を指定すること。

○COVID-19 基幹定点の管理者は、COVID-19と診断され入院を要すると認められる患者の年齢、性別、集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無に関する事項等を保健所へ週1回の届出を行うこと。

- ・感染症サーベイランスシステムへの入力による届出を基本とすること。
- ・特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関であるCOVID-19 基幹定点においては、感染症サーベイランスシステムへの入力による届出が必須であるが、その他の同システムへの入力環境がない等やむを得ない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行うこと。
- ・院内感染事例であることが確定的である又は強く疑われる事案については、備考欄にその旨を記載する等を検討すること。
- ・通年実施すること。

○COVID-19 基幹定点から報告された情報に基づくCOVID-19 の発生の状況及び動向は感染症発生動向調査週報（IDWR）として公表されるほか、当面の間、他のCOVID-19 関連指標と同様に、プレスリリースにて速報値の公表が行われる予定であること。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)